

一般送配電事業者から認定協会への 電力データ提供について

令和3年7月29日
資源エネルギー庁

(参考) 電力データ活用の在り方検討会の議事の運営等

- 検討会では、参加者間で忌憚のない議論を行うため、以下のとおり運営することとしてはどうか。

- ✓ 検討会の内容（参加者の発言内容含む）は、検討会以外の目的に使用しない。
- ✓ 検討会の参加団体名は、公表する。
- ✓ 検討会の出席者名は、検討会参加者のみで共有する。
- ✓ 検討会の資料は、企業や個人の秘密を含むもの等をのぞき原則公表する。
- ✓ 議事概要については、参加者の確認を取った上で公表する。
- ✓ 上記の公表については、資源エネルギー庁のHPにおいて行う。

(参考) 電力データ活用の在り方検討会の趣旨

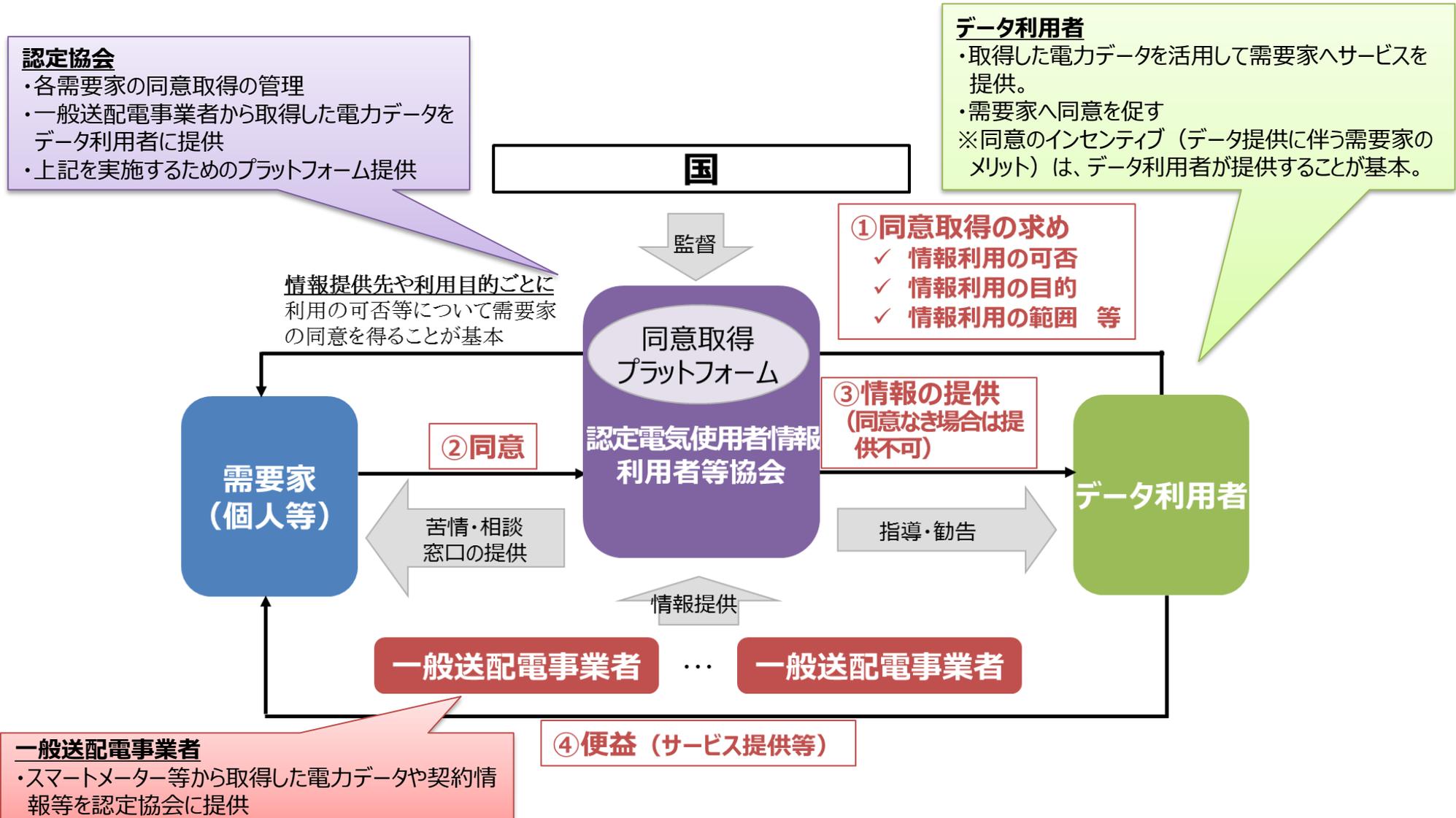
- 電力データの活用は、様々な社会課題の解決や新たな価値の創造に資するため、昨年、電気事業法を改正し、「認定電気使用者情報利用者等協会」（以下「認定協会」という。）を介して電気事業者からデータ利用者に電力データを提供する仕組みを創設。
- 電力データ活用したサービスを、安心して、広く国民の皆様にも享受いただけるようにするためには、多くの利用者にとって、使いやすい、参加しやすいプラットフォーム（仕組みやシステムなど）の構築が重要。
- また、こうしたプラットフォームは、規模の経済が働くため、データ利用者が増えれば増えるほど、フィージビリティが高まる。
- 一方、ニーズはデータ利用者毎に様々であり、プラットフォームに求められる機能も様々であると想定。多くの機能を求めれば、コストやスケジュールにも影響。
- そのため、「電力データの活用の在り方検討会」を設置し、認定協会の設立検討のための前提条件について、データ利用者候補の皆様と一緒に御議論させていただきたい。

本日御議論いただきたい点

- 認定電気使用者情報利用者等協会（認定協会）による電力データ提供に係る関係者の役割や認定協会から一般送配電事業者への費用負担の考え方について
- データ利用者による検討の進め方について

認定協会による電力データ活用に係る関係者の役割

- 認定協会制度による電力データ活用の関係者の役割は以下のとおり。



一般送配電事業者の災害等緊急時における電力データの提供

- 災害復旧や事前の備えに電力データを活用するため、昨年度の法改正により、経済産業大臣から電力会社に対して、地方公共団体や自衛隊等へ電力データの提供を求める制度を措置（2020年6月施行）。
- 第29回電力・ガス基本政策小委員会では、当該データの提供をより迅速化、充実化するために一般送配電事業者において、システム整備を進める方針を整理した。
- 当該システム整備については、一般送配電事業者において検討を進めているところであるが、前回の検討会で提示したデータ項目を自治体へ提供する前提で検討を進めているところ。

- 2020年7月1日付けで各一般送配電事業者に要請した対応のうち、通電情報の提供について、一般送配電事業者を確認したところ、
 - ✓ 需要家の通電情報等を取得するためには、**手作業でデータを抽出する必要**があり、
 - ✓ さらに、特定の需要家の通電情報等を取得するためには、**計量データシステムと託送料金システムなど複数のシステムから、それぞれ抽出した大量のデータを紐付ける必要**があることから、
 - 1 件のデータ取得に当たっては、**相当な手作業を伴っている状況**。

<ある一般送配電事業者における試算>

- 情報提供にあたってのデータ更新作業は、平時の毎月5人時の準備に加え、災害時には1日あたり56人時が必要であり、そのデータを元に1自治体への情報提供を行うために0.5人時/回が必要。
- 仮に、7日間にわたり、関係行政機関に情報提供が必要な災害を想定した場合、延べ約400人時が必要となり、加えて、実際に被災している場面において、電力データ提供にそれだけの人的リソースを割くことが困難な場面も考えられることから、結果として電力データが十分に活用されない可能性がある。

(注) 上記試算は、災害の発生場所や規模、関係行政機関から提供を求められるデータの規模等によって、変わらうもの。

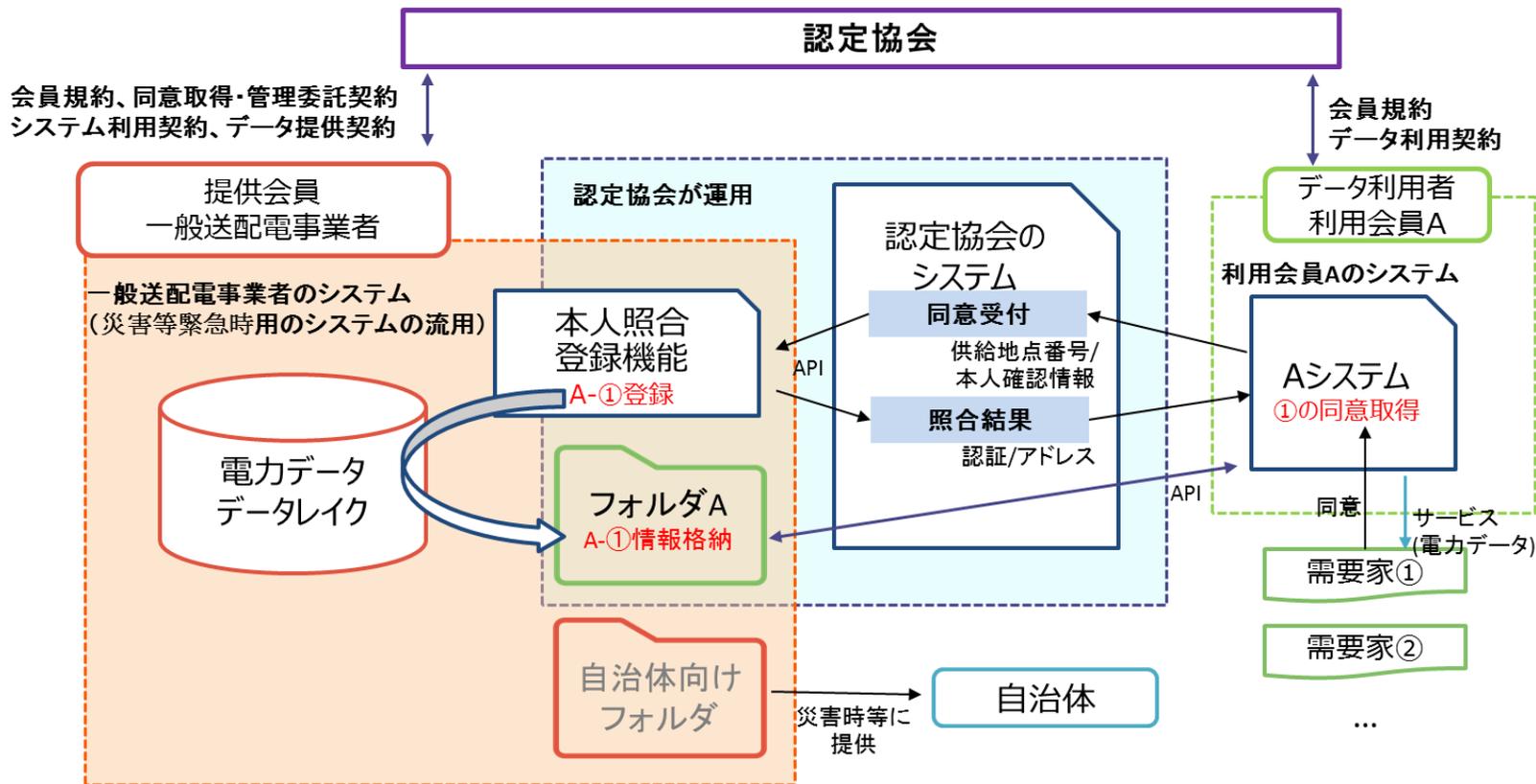
(参考) 課題への対応 (案)

- 通電情報だけでなく電力使用量等も含めた電力データを迅速に取得できれば、
 - 地方公共団体が、引込線の切断等による小規模な停電も含め、特定の需要家の通電状況を速やかに把握し、避難者や被災者に関する問合せ対応や支援を行うこと、
 - 地方公共団体が、避難勧告エリアの勧告発出前後の電力量データの推移等を速やかに把握し、それらに基づき、避難が遅れているエリアを把握し、避難を呼びかけること、
 - 地方公共団体が被災エリアの施設、店舗、避難所の停電状況や復旧状況を把握することにより、支援活動継続の判断、住民への適切な情報提供を行うこと、
 - 国が防災施策の検討等のために被災状況や復旧状況の調査を行うこと、など、レジリエンス強化が可能になると考えられる。
- このため、各一般送配電事業者に対して、こうした対応を円滑に行う観点やデジタル化目標に向けた取組として、プライバシーやセキュリティ確保に万全を期すことを前提に、
 - 災害等の緊急時や、その事前の備えも含め、データ提供の迅速化やデータ項目の追加といった関係行政機関からの情報提供ニーズの高まりに円滑に対応できるよう、託送供給業務の運営に必要な事項として、システム整備・構築の検討を進めるとともに、
 - この際には、関係行政機関がエリアを越えた広域的なデータ比較・分析が可能になるようデータ仕様等を可能な限り共通化することを求めていくこととしてはどうか。

一般送配電事業者と認定協会のシステム連携

- P5の役割にあるとおり、認定協会は、需要家から同意を得た電力データを一般送配電事業者から提供を受け、当該データを会員に提供する。
- これら一連の流れに対応する認定協会のシステムについては、前述の一般送配電事業者が整備する災害等緊急時のデータ提供のためのシステムを上手く活用したシステムを構築することで、その費用を低減することができると考えられる。
- そのため、例えば次頁のようなシステム構成とすることが考えられる。

システム構成の案（資源エネルギー庁作成）



※システムの構成は、一例であり、当該図は検討中のもの

※認定協会は上記システムのほかに需要家への各種情報提供の仕組みも必要

1. 需要家①が利用会員Aにサービス申込み（認定協会への同意の手続き含む）を行う。
2. 利用会員Aと認定協会のシステム連携により利用会員Aから認定協会に本人情報を共有。
3. 認定協会は一般送配電事業者の災害等緊急時システムの一部（照合機能や登録機能、会員共有フォルダ）を借受け、申込内容の確認を行い、必要な情報を会員共有用のフォルダAに格納し、利用会員Aへ需要家①の電力データにアクセスするための認証キー等を提供。
4. 利用会員Aは、協会から提供を受けた認証キーを用いて、フォルダAから電力データを取得。

一般送配電事業者から認定協会へのデータ提供に係る費用負担の考え方

- 送配電事業者からは、災害等緊急時の電力データ活用のためのシステム構築費用は、今後精査が必要なるも、約100億円との試算が報告された（5年間の維持費も含めた粗々の試算）。
- このシステムは、災害等緊急時のためのものではあるが、前述のとおり認定協会のデータ活用にも利用することが可能と考えられる。この場合、そのシステム利用に係る費用負担が必要であるが、電力データ活用を促進するためには、データ利用者の費用負担を抑制することが重要。
- このため、以下のような考え方によって、データ利用者の一般送配電事業者への負担については、1データ利用者当たりの負担を可能な限り抑制する方向性で、今後詳細を検討してはどうか。

➤ 本来の災害等緊急時の自治体へのデータ提供目的に加えて認定協会への共有のため追加で必要となる費用や、全体のデータ利用者数（例えば、災害等緊急時にデータを利用する全国1,800自治体と認定協会を通じてデータ活用する利用者）を勘案して算定を行う。

※潜在的なデータ利用者数について、全国1,800自治体に加え、認定協会を通じたデータ活用主体200者と仮定して、1データ活用主体当たりの負担を機械的に計算すれば、 $100\text{億円} \div 2000\text{主体} \div 5\text{年間} = 100\text{万円/年}$ となる。このうち、対象費用が認定協会への共有のための追加費用分に限れば、1者当たりの負担は更なる抑制が考えられる（年間数十万円）。ただし、この考え方や水準は、現時点でのものであり、今後の検討状況によって変更があり得る。

- なお、この費用は、あくまでデータ利用者が認定協会を経由して一般送配電事業者を支払う費用であり、これとは別に、認定協会の運営費やシステム構築費用が別途必要となる。このため、上記を前提に、協会が提供するサービス範囲等を検討の上、今後、更なる検討が必要。